

令和 7 年 5 月

定 例 教 育 委 員 会

1

5 月定例会（1）

開 催 日 時 令和 7 年 5 月 9 日（金） 1 4 時 0 0 分

開 催 場 所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 案

- 第 4 号議案
長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について （高校教育課）
- 第 5 号議案
令和 8 年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について （高校教育課）
- 第 6 号議案
令和 8 年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について （高校教育課）
- 第 7 号議案
令和 8 年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の （特別支援教育課）
入学者選考について

4 報 告

- （1）令和 6 年度に実施された監査の結果及び措置状況について （教育政策課）
- （2）令和 6 年度体罰等に係る実態把握調査結果（公立学校分） （義務教育課・高校教育課）
について
- （3）令和 7 年 3 月公立高等学校卒業者の就職内定状況について （高校教育課）
- （4）「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の （児童生徒支援課）
学校訪問について

第4号議案

(高校教育課・教育政策課・教育DX推進室)

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正について

(提案理由)

長崎県遠隔教育センターが令和7年度に開設されることに伴い、実態に即した指導・助言及び評価を行うため、新たな人事評価制度における評価者の区分について、長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則(平成18年長崎県教育委員会規則第5号)の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

遠隔授業を担当する教頭の一次評価者及び教諭、事務職員の最終評価者を長崎県立大村高等学校長が教育DX推進室長に委任することができる旨を追加するため、所要の改正を行うこと。(第8条関係)

施行日：令和7年4月1日

(最終改正年月日 令和7年4月1日)

(規則案)

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成18年長崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
(人事評価の実施)				(人事評価の実施)			
(評価者)				(評価者)			
第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。				第8条 人事評価は、被評価者の区分に応じ、次の表に掲げる一次評価者、二次評価者及び最終評価者が行うものとする。			
被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者	被評価者	一次評価者	二次評価者	最終評価者
校長	高校教育課長	県教育政策監	県教育長	校長	高校教育課長	県教育政策監	県教育長
副校長 教頭	校長 事務長 部主事	高校教育課長	県教育政策監	副校長 教頭	校長 事務長 部主事	高校教育課長	県教育政策監
事務長		教育政策課長	県教育次長	事務長		教育政策課長	県教育次長
部主事		特別支援教育課長	県教育政策監	部主事		特別支援教育課長	県教育政策監
主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。） 養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。） 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の中で校長が指定する者	—	校長	主幹教諭（部主事を除く。） 指導教諭 教諭（助教諭、講師を含む。以下同じ。） 養護教諭（養護助教諭を含む。以下同じ。） 栄養教諭 実習助手 寄宿舎指導員 事務職員 栄養士 船長 機関長	副校長、教頭、部主事又は事務長の中で校長が指定する者	—	校長
船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長			船員（船長、機関長を除く。以下同じ。）	船長		
備考 遠隔授業を担当する教頭の一次評価者及び教諭、事務職員の最終評価者については、 <u>長崎県立大村高等学校長が教育DX推進室長に委任できるものとする。</u>							

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和8年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和8年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

2 学力検査問題について

- (1) 一般選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、一部の範囲を除くものとする。
 - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。なお、日常生活、社会問題などに関連した探究的な学びの要素を取り入れた問題を全体の2割程度含む。
- (2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。なお、数学及び英語において、高等学校長は、県教育委員会が作成した選択問題の中から自校の受検者が解答する問題を指定する。
また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

3 入学者選抜方法について

(1) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る特別選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部において、各高校の希望に応じて自己推薦①と自己推薦②の両方、又は、自己推薦②のみを実施する。
- ② 特別選抜における募集定員は、全募集定員の15%以内の範囲で各高校が定

める。（1 学年 2 学級以下の高等学校については、15 名まで可とする。）

ただし、自己推薦①の定員は、特別選抜による定員の 3 分の 2 を超えないものとする。

③ 自己推薦①の志願資格は、文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績を持つと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持ち、特別選抜における学校の求める生徒像に合致する者とする。

④ 自己推薦②の志願資格は、文化・スポーツを含む主体的な活動で顕著な実績を持つと自ら認める者で、かつ当該校に進学する強い意志を持つ者とする。

⑤ 調査書その他必要な書類のほか、面接、プレゼンテーションから各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

（２）全日制課程及び定時制課程昼間部に係る一般選抜について

① 全日制課程及び定時制課程昼間部において実施する。

② 一般選抜における募集定員は、全募集定員から特別選抜合格者数を減じた数とする。

③ 調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

④ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

（３）全日制課程及び定時制課程昼間部に係るチャレンジ選抜について

① 主に離島・半島地域の少人数教育実施校で実施する。なお、一般選抜の結果、定員が充足している場合には、チャレンジ選抜は実施しないものとする。

② 志願資格は公立高校の合格者となっていない者とする。ただし、一般選抜で受験した学校には志願できないものとする。

（４）定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の 70 % とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

（５）通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。

（６）連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。な

お、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る一般選抜の日程に準じて行う。

(7) 離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、志願理由書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る特別選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、一般選抜に準じて行う。

(8) 美術・工芸科特別選抜について

美術・工芸科特別選抜は、入学願書、調査書、志願理由書及び当該高校が定めた検査（実技等）の結果を資料として行う。なお、募集定員については、美術・工芸科の全募集定員の60%以内の範囲で高校が定める。

4 入学者選抜日程について

(1) 特別選抜

- ・入学願書受付期間 令和8年1月13日（火）から
令和8年1月19日（月）まで
- ・検査 令和8年1月27日（火）
- ・合格者発表 令和8年1月30日（金）

(2) 一般選抜

- ・入学願書受付期間 令和8年2月 2日（月）から
令和8年2月 6日（金）まで
- ・学力検査 令和8年2月17日（火）・18日（水）
- ・合格者発表 令和8年3月 5日（木）

(3) チャレンジ選抜

- ・入学願書受付期間 令和8年3月 6日（金）から
令和8年3月10日（火）まで
- ・検査 令和8年3月12日（木）
- ・合格者発表 令和8年3月17日（火）

(4) 定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜

- ・Ⅰ期選抜入学願書受付期間 令和8年2月 2日（月）から
令和8年2月 6日（金）まで
- ・Ⅰ期選抜の検査 令和8年2月17日（火）
（ただし、学力検査を実施する場合は、
2月17日（火）・18日（水）の両日とする。）
- ・Ⅰ期選抜の合格者発表 令和8年3月 5日（木）
- ・Ⅱ期選抜入学願書受付期間 令和8年3月13日（金）から
令和8年3月18日（水）まで
- ・Ⅱ期選抜の検査 令和8年3月23日（月）
- ・Ⅱ期選抜の合格者発表 令和8年3月26日（木）

(5) 通信制課程に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和8年3月 3日（火）から
令和8年3月27日（金）まで
- ・入学内定者通知 令和8年4月 3日（金）までに通知する。

(6) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和8年2月 2日（月）から
令和8年2月 6日（金）まで

- ・ 検査 令和8年2月17日（火）
（ただし、学力検査を実施する場合は、
2月17日（火）・18日（水）の両日とする。）
- ・ 合格者発表 令和8年3月 5日（木）

（7）離島留学特別選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和8年1月13日（火）から
令和8年1月19日（月）まで
- ・ 検査 令和8年1月27日（火）
- ・ 合格者発表 令和8年1月30日（金）

5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和8年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

令和8年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和8年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

なお、各県立中学校において、募集定員に対する男女の割合は、原則としてそのいずれかが60%を超えないものとする。

2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。

② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和7年12月 9日(火)～12月15日(月)
適性検査、作文、面接	令和8年 1月11日(日)
入学予定者の通知	令和8年 1月19日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和8年 1月19日(月)～ 1月23日(金)

4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和8年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。

令和8年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び
高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和8年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和8年度長崎県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

- (1) 入学者選考にかかる日程等について（虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。）

ア 日程

- (ア) 入学願書受付期間

令和8年2月2日（月）～2月6日（金）

- (イ) 入学者選考検査

令和8年2月17日（火）・18日（水） 2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

- (ウ) 合格者の発表

令和8年3月5日（木）

イ 募集定員

- (ア) 各幼稚部の募集定員は、体験入学の参加者数や乳幼児教育相談件数等をもとに、令和7年12月に定める。

- (イ) 各高等部の募集定員は、令和7年10月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和7年12月に定める。

ウ その他

- (ア) 日程については、長崎県立高等学校全日制課程一般選抜に準じて実施する。

- (イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和7年12月1日(月)～12月5日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和8年1月13日(火) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和8年1月13日(火)・14日(水) 2日間

(ウ) 合格者の発表

令和8年1月21日(水)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できる。

報 告 事 項 (1)

教育政策課

件 名	令和 6 年度に実施された監査の結果及び措置状況について
概 要	1 監査の結果 (1) <u>令和 6 年度普通会計定期監査（後期）及び行政監査</u> (資料① 2 頁～2 6 頁) ① 監査実施期間 令和 6 年 9 月 3 日～令和 7 年 2 月 1 4 日 ② 監査対象機関 <財務監査> 実地監査 1 7 (県立学校 1 7) 書面監査 6 0 (地方機関 2、教育機関 2、 県立学校 5 6) <行政監査> 県立学校 2 0 ③ 監査対象期間 令和 5 年度～実地監査日 ④ 結 果 <財務監査> 指 摘 5 件 収入に関すること (県立学校 1 件) 契約に関すること (県立学校 2 件) 工事に関すること (県立学校 2 件) 指 導 2 0 件 <行政監査> 指 摘 5 4 件 私費会計に関すること (県立学校 5 2 件) 私費会計以外に関すること (県立学校 2 件) 意 見 4 件 指 導 2 8 件 (2) <u>令和 6 年度財政援助団体等監査</u> (資料① 2 7 頁～3 5 頁) ① 監査実施期間 令和 6 年 8 月 8 日～令和 7 年 2 月 1 4 日 ② 監査対象機関 公益財団法人長崎県育英会 特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会 対馬青年の家施設運営協会 長崎 D S ・スポーツ協会グループ 公益財団法人佐世保市スポーツ協会 国見高等学校寄宿舎運営協議会 長崎県高等学校体育連盟 長崎県中学校体育連盟 ③ 監査対象期間 令和 5 年度

概 要

④ 結 果 指 摘 1 件
不適正な入出金について (県立学校 1 件)
意 見 2 件
指 導 3 件

2 監査の結果にかかる措置状況

監査結果に対する措置状況等について、資料②のとおり
なお、措置状況については、地方自治法第199条第12項及び
第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知します。

<参考1：定期監査（後期）における前年度比較>

	収入		予算 執行		契約		工事		補助 金等		物品		財産 管理		その他		計	
指摘	-1		-3		-6		+1		±0		-2		-2		-1		-14	
	(2)	1	(3)	0	(8)	2	(1)	2	(0)	0	(2)	0	(2)	0	(1)	0	(19)	5
意見	±0		±0		±0		-1		±0		-1		±0		±0		-2	
	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	0	(0)	0	(2)	0
指導	-2		-2		-18		-1		-1		-16		±0		±0		-40	
	(4)	2	(3)	1	(26)	8	(5)	4	(1)	0	(18)	2	(3)	3	(0)	0	(60)	20
計	-3		-5		-24		-1		-1		-19		-2		-1		-56	
	(6)	3	(6)	1	(34)	10	(7)	6	(1)	0	(21)	2	(5)	3	(1)	0	(81)	25

※財務監査の結果における前年度比較

※（ ）は前年度後期監査結果件数

※上段の数値は前年度からの増減数

<参考2：定期監査（後期）における指摘事項等件数の推移>

	R4	R5	R6
指摘	24	19	5
意見	1	2	0
指導	77	60	20
計	102	81	25

報 告 事 項 (2)

義務教育課・高校教育課

件 名

令和6年度体罰等に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

概 要

1 期間・内容

期間	内容
令和6年4月 1日 ～ 令和7年3月31日	令和6年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、 教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰・不適切な指導と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案

2 体罰等により懲戒処分及び指導を受けた教職員数

(人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
懲 戒 処 分	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1
訓 告 等	4	11	11	9	4	4	0	0	19	24
計…①	4	11	11	10	5	4	0	0	20	25
校 長 指 導 …②	0	0	0	0	6	0	0	0	6	0
当 該 教 職 員 数 (上 記 ① + ②)	4	11	11	10	11	4	0	0	26	25
当 該 件 数 (件)	4	11	11	10	11	4	0	0	26	25

3 体罰等を受けた児童生徒数

(人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
体罰等を受けた児童生徒数	6	69	106	23	17	5	0	0	129	97
うち負傷した児童生徒数	0	7	1	2	0	0	0	0	1	9

4 体罰等の状況

(件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
授 業 中	3	7	5	6	3	2	0	0	11	15
部 活 動 中	0	0	2	3	5	0	0	0	7	3
休 み 時 間 ・ 放 課 後	1	2	2	1	1	1	0	0	4	4
そ の 他	0	2	2	0	2	1	0	0	4	3
計	4	11	11	10	11	4	0	0	26	25

5 体罰等の態様

(件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
素 手 で 叩 く	1	2	4	4	4	2	0	0	9	8
棒 など で 叩 く	1	0	3	1	0	0	0	0	4	1
投 げ る ・ 転 倒 さ せ る	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
叩 く 及 び 蹴 る 等	1	2	1	1	0	0	0	0	2	3
そ の 他	1	5	3	4	7	2	0	0	11	11
計	4	11	11	10	11	4	0	0	26	25

6 体罰等把握のきっかけ

(件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度
教 職 員 の 申 告	1 ()	2 (2)	4 ()	4 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 ()	6 (1)	7 (4)
児 童 生 徒 ・ 保 護 者 の 訴 え	3	9	5	6	9	3	0	0	17	18
そ の 他	0	0	2	0	1	0	0	0	3	0
計	4	11	11	10	11	4	0	0	26	25

※ 「教職員の申告」欄の()の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数

概要

7 主な事案の概要

	No.	処分内容	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当 該 教員数
					状況	人数	
懲戒 処分	1	停職 6 月	高等学校	当該教諭は、令和 6 年 3 月下旬から令和 6 年 4 月上旬にかけて、部活動の指導時に、生徒 A に対して、他の部員が聞こえる状況で、「学力が低い」等の不適切な発言を行った。また、当該教諭から叱責を受けた後、道場の外で雨の中腕立て伏せをしていた生徒 A と生徒 C に対して、それを止めさせるといった適切な措置をとらなかったり、部員全体に向けた話の中で、やる気のない選手を「腐ったみかん」に例えたりするなど、不適切な指導・発言があった。さらに、生徒 B に対しても、他の部員が聞こえる状況で、「母子家庭」「経済的に厳しい」等、一部事実と異なる個人情報を含む不適切な発言をした。生徒 A、生徒 B の 2 名は、これらの不適切な指導や発言等により精神的苦痛を受け、他校に転学した。加えて、同年 3 月下旬に行われた他県への遠征に際し、校内での事前申請を適切に行わず、校長の許可を得ないまま新 1 年生を帯同させ、練習試合等に参加させていた。	傷害なし	2	1
	合計 1 名（ 1 件 ）						

	No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当 該 教員数
				状況	人数	
教 委 等 対 応 （ 訓 告 等 ）	2	小学校	【体罰】 当該教頭は、担任を支援するためトラブルの確認作業を行っていたが、被害児童の言葉遣いと態度に立腹し、頬を 2 回叩いた。	負傷なし	1	1
	3	小学校	【体罰】 当該教諭は、被害児童に対し口頭で注意していたが、その指導に従わない児童の足を蹴った。	負傷なし	1	1
	4	中学校	【体罰】 当該教諭は、市中総体の試合中に、気合を入れるためとの理由で、被害生徒の頭を 2 回、左肩付近を 1 回叩いた。	負傷なし	1	1
	5	中学校	【体罰】 当該教諭は、被害生徒が教室前の水飲み場に寄りかかっていたところ、座るなど注意し、中身が入ったペットボトルで尻を 3 回叩いた。	負傷なし	1	1
	6	中学校	【体罰】 当該教諭は、技術科で栽培している苗を抜く、踏みつける行為を行った被害生徒について、口頭で指導をしていたが、被害生徒が適当に答えていると思い、感情的になり、持っていたパイプダーで頭部前方で 1 回叩いた。	負傷あり （額に小さい 痣）	1	1
	7	中学校	【不適切な指導】 当該教諭は、3 学年の全学級で社会科の授業中に LGBT についての差別発言やセクハラ発言をした。	負傷なし	86	1
	8	中学校	【不適切な指導】 当該教諭は、学習態度が悪かった被害生徒 3 名が、授業の片付けの際に悪ふざけて遊んでいたため、立腹した感情を抑えられず、「殺すぞ」と発言した。	負傷なし	3	1

概 要

No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当 該 教員数
			状況	人数	
9	高等学校	【体罰】 3校時目の授業が始まってから、「被害者二人の姿が教室にない」と授業担当の講師から当該教諭が報告を受けた。当該教諭は二人が校外に出ている可能性が高いと判断し、生徒下足室を確認しにいった。そこで、被害者の二人と出くわし、「なんしょつとや」「外に出たら行かんやろ」と声をかけ、思わず左手で両名の頭部を軽く1回ずつ叩いた。	負傷なし	2	1
10	高等学校	【体罰】 当該教諭は、当該被害生徒のことを普段から指導に手がかかる生徒と認識していた。当日も後方座席の生徒と私語が見受けられたため、注意しようと思い、丸めたノートで首・肩付近を軽く1回叩いた。	負傷なし	1	1
11	高等学校	【不適切な指導】 県教委宛に当該教諭の不適切な発言を訴える匿名の投書が届いたため、管理職が本人及び部活動の他の顧問2名に聴き取りをした結果、部員に対する「バカか」「頭の悪か」等の不適切な発言をしたことを本人が認めた。なお、投書が匿名であったため、通報者への聴き取りは実施できなかった。	負傷なし	1	1
12	高等学校	【体罰】 当該教諭は、午後の授業中に眠っていた1年生の生徒2名に対し、拳を頭に当て、グリグリと擦った。また1年生の生徒1名に対して、同日放課後、頬に手を当てて強引にこちらを向かせて指導した。それ以前にも男子生徒が授業中に寝たり、掃除時間中にまじめに取り組んでいなかったりすると、脇腹を指でつくことがあった。	負傷なし	2	1
13	高等学校	【不適切な指導】 当該教諭は、冬季休業中の部活動県外遠征での練習中に、該当生徒に対して、ボールを投げる、空のペットボトルを投げる、頬に触れる行為を行った。	負傷なし	1	1
14	高等学校	【不適切な指導】 当該教諭は、部活動の指導時、ミスをした生徒に対して、「アホ」「バカ」「ボケ」等の発言を行った。また、生徒が菓子やジュースを摂っているのを目撃した際に、「デブ」という言葉を使って注意をした。この他、「目標値まで体重を落とさない」と遠征に連れて行かない」「下手くそ」等の発言により、複数の生徒に対して精神的苦痛を与えた。被害を受けた4名のうち3名が、教諭の発言などを理由に部活動を退部した。	負傷なし	4	1
15	高等学校	【体罰】 始業とともに当該教諭が本時の課題を口頭で伝えるが、被害生徒は課題を出しておらず解答しようとしなかった。被害生徒は前の席の生徒と私語をし、近くにごみがあったためごみを捨てようと無断で離席、着席しても課題に取り組まなかった。全体や個人的に注意したにもかかわらず指導に従わなかったため、被害生徒の後頭部を平手で4～5回叩いた。	負傷なし	1	1

教委等対応（訓告等）

	No.	校種	体罰等の状況及び体罰等の態様	体罰等を受けた児童・生徒の状況及び人数		当 該 教員数
				状況	人数	
教委等 対応 (訓 告等)	16	高等学校	【不適切な指導】 容儀指導中に、生徒の態度が悪かったため、「高校を去れ」と暴言を発した。	負傷なし	1	1
	17	高等学校	【体罰】 問題集を確認したところ、かなりの空白が目立ったため、生徒指導室で指導を実施。指導の際、頭を平手でたたいた。	負傷なし	1	1
	18	高等学校	【不適切な指導】 生徒が学校を欠席したことについて当該教諭が親に確認したところ、親も知らなかった（いわゆるサボリ）。このことについて生徒に指導を行った際に、「お前の家庭はどうなっているのか。母親もグルか?」「性格で悩んでいるふりをするな」「(部員の前で) ライングループを作るなら○○(当該生徒)を外して作るなよ」と発言。	負傷なし	1	1
	上記以外の 事案		小学校 2 名 (2 件) 中学校 6 名 (6 件) 計 8 名 (8 件) 8 件の態様については、上記 (No.2 ～ No.8) と同等程度のもの			
	合計 25名(25件)					

8 体罰根絶に向けた取組

令和 4 年度から「教職員の懲戒処分基準」を一部改正し、過去に体罰・不適切な指導で処分を受けた教職員に対しての処分を厳罰化した。

また、平成 29 年度より「体罰根絶のための重点的な取組について（通知）」に基づいた、以下の具体的な取組を実施している。

1 人事評価制度を利用した校長（管理職）面談の実施

令和 3 年度までは目標管理制度において「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長面談時に、その取組状況や成果を確認してきた。令和 4 年度からは新たな人事評価制度において、「人事評価票（業績評価）」に「体罰によらない指導」について具体的な取り組みを記入させ、校長（管理職）面談時に、その取組状況や成果等を確認するようにしている。

2 「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰・不適切な指導を繰り返さないために、体罰等で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施している。

なお、上記項目 2 については、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項を一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から運用している。

報 告 事 項 (3)

高 校 教 育 課

件 名

令和7年3月公立高等学校卒業者の就職内定状況について
〔3月末現在 全日制・定時制 高校教育課調査〕

概 要

1 就職内定状況

項 目	令和5年3月卒 (3月末)	令和6年3月卒 (3月末)	令和7年3月卒 (3月末)	増減
県 内 (%)	99.1	99.5	99.4	－0.1
県 外 (%)	100.0	100.0	98.1	－1.9
全 体 (%)	99.4	99.6	99.0	－0.6
県内割合 (%)	67.4	67.9	69.9	＋2.0
県外割合 (%)	32.6	32.1	30.1	－2.0
未内定者数 (人) (うち公務員)	12 (2)	7 (0)	19 (4)	＋12 (＋4)

※内定割合は、10月末時点の希望に対する内定のため、100%を超えることがある。

○全体の就職内定率は、99.0%で、前年同期比0.6ポイント減少している。

○県内割合は、69.9%で、前年同期比2.0ポイント増加している。

○未内定者数は19人で、前年同期比では12人増加となっている。

2 学科別就職内定状況

公立高等学校 (全・定合計の男＋女)

学科名	卒業 者数	就職希望者数			就職内定者数			就職率			内定者 県内割合	昨年同期 県内割合
		県内	県外	小計	県内	県外	小計	県内	県外	計(A)		
普 通	3,702	201	62	263	189	59	248	94.0	95.2	94.3	76.2%	78.4%
農 業	459	221	54	275	214	59	273	96.8	109.3	99.3	78.4%	75.7%
工 業	960	426	337	763	427	336	763	100.2	99.7	100.0	56.0%	54.7%
商 業	768	212	76	288	218	69	287	102.8	90.8	99.7	76.0%	75.9%
水 産	37	28	6	34	28	6	34	100.0	100.0	100.0	82.4%	69.7%
家 庭	77	11	3	14	11	3	14	100.0	100.0	100.0	78.6%	71.4%
看 護	16	1	0	1	1	0	1	100.0	-	100.0	100.0%	100.0%
情 報	36	6	0	6	6	0	6	100.0	-	100.0	100.0%	75.0%
福 祉	9	3	1	4	3	1	4	100.0	100.0	100.0	75.0%	100.0%
そ の 他	268	10	3	13	10	3	13	100.0	100.0	100.0	76.9%	85.7%
総 合	637	237	49	286	241	44	285	101.7	89.8	99.7	84.6%	82.3%
合計(a)	6,969	1,356	591	1,947	1,348	580	1,928	99.4	98.1	99.0	69.9%	67.9%
昨年同期計(b)	7,086	1,344	633	1,977	1,337	633	1,970	99.5	100.0	99.6	67.9%	
昨年同期比(a)-(b)	-117	12	-42	-30	11	-53	-42	-0.1	-1.9	-0.6	2.0%	

○県内希望者は前年同期比12人増加、県外希望者は42人減少している。

3 月別就職内定率・県内就職割合の推移

年度	卒業年	就職内定率							未内定者数
		9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	
H23	H24	38.2	59.8	74.4	82.9	87.8	94.3	96.8	104
H24	H25	36.6	62.6	76.7	85.1	90.9	94.6	97.9	67
H25	H26	42	67.1	80.9	89.4	92.4	97	98.3	49
H26	H27	48.1	72.4	83.8	90.3	94.8	97.9	98.7	38
H27	H28	52.8	75.6	85.8	93.3	96.1	98.7	99.3	19
H28	H29	55.8	75.6	86.1	93.1	95.5	98.2	99.1	27
H29	H30	57.8	78.4	86.5	93.5	95.8	98.1	98.8	34
H30	H31	56.6	79.0	89.0	94.9	96.6	98.6	99.4	16
H31	R2	58.6	78.3	88.8	94.5	97.0	98.6	99.5	13
R2	R3		65.2	84.6	92.0	95.2	97.9	99.1	22
R3	R4	52.5	75.1	89.2	94.7	97.3	98.7	99.6	9
R4	R5	53.2	76.0	88.6	94.9	97.2	98.6	99.4	12
R5	R6	54.2	78.0	90.1	95.3	97.6	98.8	99.6	7
R6	R7	54.4	78.1	89.2	94.5	96.9	98.0	99.0	19

年度	卒業年	県内就職割合						
		9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
H23	H24	34.8	43.6	48.5	49.9	51.1	53.0	53.7
H24	H25	38.1	44.7	49.4	50.2	51.6	52.5	53.2
H25	H26	38.9	47.4	50.8	51.8	52.5	50.4	54.3
H26	H27	36.7	46.5	49.2	49.7	50.8	51.6	52.0
H27	H28	45.0	51.4	54.6	54.9	55.3	55.9	56.2
H28	H29	52.4	55.2	57.6	58.6	58.7	58.9	58.9
H29	H30	56.7	57.8	59.1	59.8	59.9	60.0	60.0
H30	H31	55.4	58.0	59.0	59.3	59.3	59.3	59.2
H31	R2	60.3	61.4	63.0	63.4	63.3	63.1	63.0
R2	R3		65.2	66.4	67.2	67.2	67.5	67.5
R3	R4	70.4	70.2	69.7	70.2	70.0	70.1	69.9
R4	R5	68.5	65.6	66.3	67.3	67.2	67.4	67.4
R5	R6	67.1	66.0	66.3	67.1	67.5	67.9	67.9
R6	R7	68.0	67.2	68.4	69.4	69.5	69.8	69.9

報 告 事 項 （ 4 ）

児童生徒支援課

件 名	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の 学校訪問について
概 要	1.趣旨 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の中で、県教育委員が、特色ある取組を実施している学校を訪問し、児童生徒と交流し、教職員を励ますとともに、本県教育活動等について共通認識をもち、県内各学校の本教育週間に対する意識向上を図る。 2.訪問予定校及び日時 波佐見町立波佐見中学校 【日時】令和7年7月4日（金） 13：30～15：30（予定） 【概要】住 所：東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 1999 生徒数：392人（令和6年度） 地域と連携した教育活動を実施するとともに、町独自の支援員配置による生徒一人一人に応じたきめ細かな指導・支援を行っている。 これまでの知事訪問及び教育委員会訪問において、波佐見町への訪問は実施していない。 3.学校訪問当日の主な流れ（予定） （1）あいさつ・学校概要説明 （2）授業参観 （3）教育懇談会（学校と教育委員会との意見交換 等） 4.参考（過去3年間の教育委員訪問実績） ・令和4年6月28日 佐世保市立広田中学校 ・令和5年7月13日 県立鶴南特別支援学校 ・令和6年7月11日 県立壱岐高等学校、壱岐商業高等学校 H16知事訪問以降（H26から教育委員会訪問） 小学校...11校 中学校...12校 高校...5校 特支関係...3校 県PTA連合会、県公立高等学校PTA連合会が同行する。

令和7年度「長崎っ子の心を見つめる教育週間」実施要項

長崎県教育委員会

1 趣 旨

本県では、平成16年から本教育週間を開始し、すべての公立学校で教育活動を公開する教育週間の実施を通して、学校と保護者や地域住民が連携し、「地域の子どもは地域ではなくむ」という気運を高め、本県教育の特色ある取組として大きな成果を上げてきた。

令和7年度においても、各学校でのこれまでの成果等を生かし、家庭・地域と連携した取組等を一層充実させることで、“いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子”の育成を図る。

2 期 間

令和7年5月から11月の間で各学校が設定する一定期間とし、県立学校は学校長、小中学校は各市町教育委員会が前期（5月～7月）、後期（9月～11月）のいずれかの実施の判断をする。

3 目 的

- ◎ いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る。
- 命を大切にする心や思いやりの心の育成
- あこがれや将来への志の育成
- あいさつやマナーの向上

4 令和7年度重点目標

学校、家庭、地域住民が連携して、児童生徒が「いのちを輝かせて生きようとする心情」を育むとともに、活用型情報モラル教育教材「GIGA ワークブックながさき」を活用し、情報モラルについての理解を深める。

5 すべての学校で取り組む5項目

- ① 「命に関する講話」等を通して、かけがえのない命を大切にする心情を育む。
- ② 本教育週間の取組について、家庭・地域・関係機関等と連携して企画し、運営にあたる。
- ③ 活用型情報モラル教育教材「GIGA ワークブックながさき」を活用した情報モラルの学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切にする心情を育む。
- ④ 話し合いや学びの場を通して、「いじめ（SNSによる誹謗中傷等を含む）はどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育む。
- ⑤ 「道徳の授業」、高等学校及び特別支援学校高等部にあつては「道徳教育に関わる教育活動」を全学級で公開する。

※上記5項目については、学校の実情に応じて、設定した一定期間以外の期間に実施することも可。但し、前期（5～7月）、後期（9月～11月）の期間内であること。

※上記5項目他、別紙「その他の本教育週間に係る学校の取組例」も参考に取り組むこと。

6 各市町教育委員会の取組

- (1) 域内の小・中学校と連絡調整して、教育週間の期間を設定する。
- (2) 市町一斉の学校公開に対する支援、地域等への学校参観の呼びかけを行う。
- (3) 家庭教育フォーラム、講演会、土日の親子ボランティア活動等を実施する。
- (4) 市町のホームページや回覧板等で、本教育週間の広報・啓発等を行う。

7 県教育委員会における取組

- (1) 市町教育委員会及び学校に対して、具体的取組例や実施上の留意事項等を示すなど、充実した活動にするための支援を行う。
- (2) 本教育週間の広報・啓発等を実施し、県民を挙げて子どもの健全育成を推進する。
- (3) 「GIGA ワークブックながさき」を活用した取組に係るアンケートを実施し、効果検証を行い情報モラル教育の充実を図る。

8 留意事項

- (1) 別添「安全対策要領」を参照し、安全対策の徹底を図る。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し社会総がかりで子どもを育成するためには、地域で育む子ども像である「子どもへのメッセージ」や目指す地域像を、地域全体で共有化する必要がある。そのためには、各学校のホームページに掲載するなど、道徳教育全体計画に係る内容の周知の仕方や本教育週間の企画・運営・広報の仕方等を見直し、より多くの方に足を運んでいただけるよう工夫する。

9 報 告

- (1) 市町教育委員会
 - ・管下の各学校の「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月1日（金）、後期実施の場合は12月5日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。
- (2) 県立学校
 - ・「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月1日（金）、後期実施の場合は12月5日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。

※ 県教育委員会へ実施した取組等について「実施状況調査」にて報告する。

なお、学校が設定した一定期間以外の期間に、本週間の趣旨に合致した取組を行った場合にも、同様に実施したこととして上記報告書に記載する。

【参考】その他の本教育週間に係る学校の取組例

- (1) 教科や特別活動など道徳の授業以外の学習でも、いのちを輝かせて生きようとする子どもの育成に係る取組を行う。
- ・ 長崎っ子さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るく気持ちのよいあいさつをしよう。
 - ②さわやかな返事：元気な声で返事をしよう。
 - ③さわやかなマナー：学校や社会のルールを守り、人の役に立つ行いをしよう。
 - ④さわやかな服装：長崎っ子らしい品位を持ち、さわやかな服装を心がけよう。
 - ・ 高校生さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るくさわやかにあいさつをしよう。
 - ②さわやかな服装：高校生らしい品位をもち、さわやかに制服を着よう。
 - ③さわやかなマナー：校則や社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめよう。
 - ・ 他校種と連携した合同授業や他校種の教師を招いての授業
 - ・ 地域の学校との合同マナーアップキャンペーン
 - ・ 薬物乱用防止教育
 - ・ サイバーセキュリティボランティアの活用
 - ・ 子どもたちの自尊感情を育む「望ましい人間関係を育む活動事例集」の活用
 - ・ 自殺予防教育における教材「晴れない心に気づいたら」の活用
- (2) 学校行事や地域行事等を積極的に活用し、地域の行事等に教職員や児童生徒、保護者がともに参加する取組を推進する。
- ・ 外部講師を招聘した「命」に関する講話
 - ・ 豊かな人生経験を有する人材を活用した道徳の授業
 - ・ 「SDG s」や「ふるさと教育」等に関する総合的な学習や探究の時間における学習成果発表会等の取組
 - ・ 地域や外部人材による、子どもの心に響く優れた本の読み聞かせ
 - ・ キャリア教育の一環としての職業講話など、将来への「夢・憧れ・志」を育てる取組
 - ・ 地域の行事（ボランティア活動やスポーツ大会、共に語る会等）に参加し、教職員と児童生徒や保護者、地域住民が共に汗を流したり、憧れや将来への志について語り合ったりする活動
 - ・ P T Aや学校運営協議会、学校支援会議等と連携したあいさつ運動や地域クリーンアップ活動
 - ・ 関係機関と連携した命を守るための防災訓練（避難訓練、緊急引き渡し訓練等や救命救急訓練
- (3) 保護者に対しても情報モラルについて啓発する。
- ・ 「GIGA ワークブックながさき」の活用を通して、学校と保護者が「情報モラル」や「フィルタリング及びペアレンタルコントロール等」について共通理解する場の設定
 - ・ 携帯電話等やゲームの過度の利用による健康被害の懸念やSNS等の利用に関する危険性についての指導や保護者への啓発活動
 - ・ メディア安全指導員や民間企業と連携した活動
 - ・ 「こどもまんなかメディアリテラシー向上事業」の学校メディア宣言に関する内容の実施
- (4) いじめ問題の改善に向けた取組を行う。
- ・ 教育相談体制の充実を図るとともに、教職員のいじめに対する理解を深める場の設定
 - ・ 面談等を活用した保護者との情報共有
 - ・ 家庭や地域と連携した規範意識の向上を図る活動
- (5) 本教育週間以外でも、定期的に学校の教育活動を公開する。
- ・ 保護者や地域住民に対する授業や学校行事等の公開

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における安全対策要領

1 組織の充実

(1) 安全管理体制の再確認

学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

(2) 地域との連携強化

P T A、警察等の関係機関・団体、自治会、青少年育成ココロねっこ指導員等地域の団体や個人の協力を得る(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含めアピールし、各校長から協力依頼をする)。

2 事前の対策

(1) 校地内外のパトロール体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。

(2) 不審者侵入を想定した対応訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。

(3) 施設・設備の点検

- 遊具等の安全を再点検し、必要に応じて立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
- 廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、A E Dの保管場所等の安全設備を掲示案内する。

(4) 参加者名簿等を作成しておく。

(5) 情報の共有化を図る。

- P T Aや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

3 期間中の対策

(1) 受付での対策

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらい来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実にを行うとともに、I Dカードや名札をつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

(2) 校内での対策

- 教職員による校内パトロールを強化する。
 - ・ 緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする。
 - ・ チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録する。
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。

4 不審者への対応

(1) 学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応する。

- 他の職員等への連絡や協力を求める。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、不審者との間合いを取り、丁寧に退去を求める。
 - ・ 隔離・通報する。
 - ・ 別室に案内し、隔離する。
 - ・ 警察へ通報する。
 - ・ 校内放送等で関係者に周知する（不審者に気付かれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する）。
- 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるので、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
- 教育委員会等に連絡する（状況についてできるだけ詳しく記録する）。

(2) 緊急時(危害を及ぼすおそれのある場合)の対応

- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等を鳴らしたりすることにより、事件の発生を周囲に知らせるとともに、他の教職員の応援(110番通報)を求める。
- 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど暴力の抑止と被害の防止を図る。
- 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する)。
- 教育委員会等に連絡する（状況についてできるだけ時間経過等詳しく記録する）。

5 県教育委員会の協力依頼対応

県教育委員会は、下記関係機関や団体等に文書等により協力を依頼(令和6年4月依頼予定)する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各校長から本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、協力を依頼する。

- 県警察本部
- 県少年補導員連絡協議会
- 県PTA連合会
- 県公立高等学校PTA連合会
- 市町健全育成連絡協議会
- 青少年育成ココロねっこ指導員
- 市少年センター補導員
- 県青少年育成県民会議
- 県保護司会連合会
- 県社会福祉協議会
- 県商工会連合会